

**令和 6 年度
食料・農業・農村白書
概要（案）**

**令和7年4月
農林水産省**

目次

令和6年度 食料・農業・農村の動向

特集1	新たな食料・農業・農村基本計画の策定	……1
	1. 新たな食料・農業・農村基本計画の策定の経緯	
	2. 新たな食料・農業・農村基本計画の概要	
特集2	合理的な価格の形成のための取組を推進	……6
	1. 農産物と農業生産資材の価格動向と課題	
	2. 合理的な価格の形成に向けた取組が進展	
	3. 消費者の理解醸成に向けて	
特集3	スマート農業技術の活用と今後の展望	……9
	1. スマート農業技術の活用の推進	
	2. スマート農業技術活用促進法に基づく取組	
	3. スマート農業技術の活用の促進に係る現場での取組	
	4. 今後の展望	
トピックス		……12
1	農林水産物・食品の輸出促進	……13
2	みどりの食料システム戦略の進展と消費者の行動変容	……14
3	女性活躍の推進	……15
4	農福連携の更なる推進	……16
5	令和6年能登半島地震等への対応	……17

第1章 世界の食料需給と我が国の食料供給の確保 ……18

1. 世界の食料需給の動向
2. 我が国における食料の供給
3. 我が国における農業生産資材供給の状況
4. 輸入の安定化
5. 不測時における措置
6. 国際戦略の展開

第2章 農業の持続的な発展 ……26

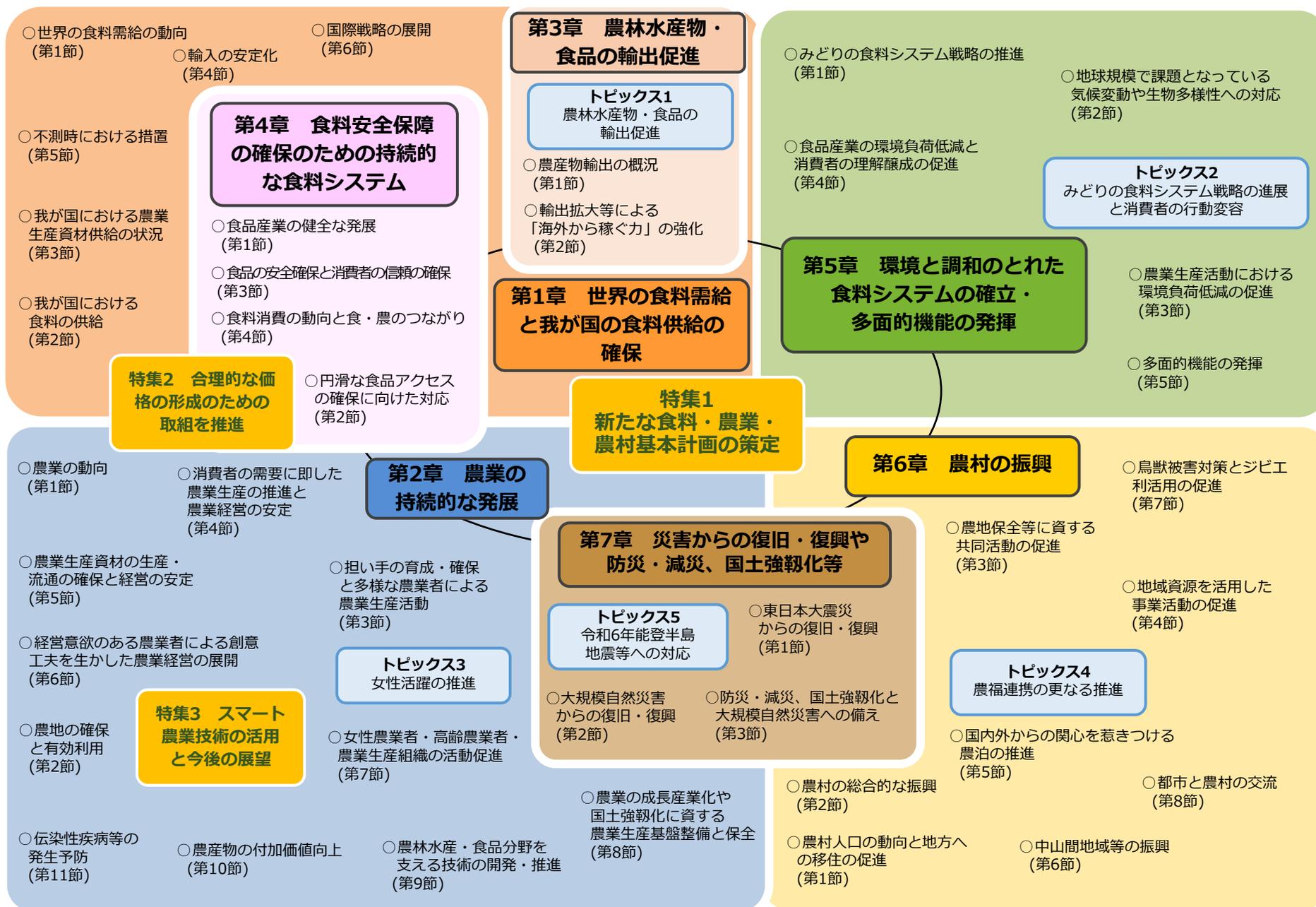
1. 農業の動向
2. 農地の確保と有効利用
3. 担い手の育成・確保と多様な農業者による農業生産活動
4. 消費者の需要に即した農業生産の推進と農業経営の安定
5. 農業生産資材の生産・流通の確保と経営の安定
6. 経営意欲のある農業者による創意工夫を生かした農業経営の展開
7. 女性農業者・高齢農業者・農業生産組織の活動促進
8. 農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備と保全
9. 農林水産・食品分野を支える技術の開発・推進
10. 農産物の付加価値向上
11. 伝染性疾病等の発生予防

第3章 農林水産物・食品の輸出促進 ……43

1. 農産物輸出の概況
 2. 輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化
-

第4章 食料安全保障の確保のための持続的な食料システム	……46
1. 食品産業の健全な発展	
2. 円滑な食品アクセスの確保に向けた対応	
3. 食品の安全確保と消費者の信頼の確保	
4. 食料消費の動向と食・農のつながり	
<hr/>	
第5章 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮	……51
1. みどりの食料システム戦略の推進	
2. 地球規模で課題となっている気候変動や生物多様性への対応	
3. 農業生産活動における環境負荷低減の促進	
4. 食品産業の環境負荷低減と消費者の理解醸成の促進	
5. 多面的機能の発揮	
<hr/>	
第6章 農村の振興	……57
1. 農村の動向	
2. 農村の総合的な振興	
3. 農地保全等に資する共同活動の促進	
4. 地域資源を活用した事業活動の促進	
5. 国内外からの関心を惹きつける農泊の推進	
6. 中山間地域等の振興	
7. 鳥獣被害対策とジビエ利活用の促進	
8. 都市と農村の交流による農村関係人口の創出と移住の促進	
<hr/>	
第7章 災害からの復旧・復興や防災・減災、国土強靱化等	……66
1. 東日本大震災からの復旧・復興	
2. 大規模自然災害からの復旧・復興	
3. 防災・減災、国土強靱化と大規模自然災害への備え	

令和6年度食料・農業・農村白書の記載項目に係る俯瞰図



特集 1 新たな食料・農業・農村基本計画の策定

改正食料・農業・農村基本法の基本理念の実現に向け、新たな食料・農業・農村基本計画を策定

新たな食料・農業・農村基本計画

- 従来の食料・農業・農村基本法に基づく政策全般にわたる検証や評価、今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、2024年に食料・農業・農村基本法が改正
- 改正基本法の基本理念である「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」の実現に向けて、基本的な施策の方向性を具体化する食料・農業・農村基本計画を策定
- 初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるため、その計画期間を5年間として設定
- 基本計画の実効性を高めるため、国内外の情勢を含めた現状の把握、その分析による課題の明確化、食料安全保障の確保に関する目標、課題解決のための具体的施策及びその施策の有効性を示すKPIの設定を行うこととし、少なくとも年1回、その目標の達成状況の調査・公表、KPIの検証によりPDCAサイクルによる施策の見直しを実施

議論の経過

- 新たな基本計画の策定に当たっては、食料・農業・農村政策審議会企画部会において、計12回にわたり審議。まず、現状分析、課題の分析、検討の視点の整理を行った上で、これを踏まえて、食料安全保障の確保に関する目標、施策の方向性、施策の有効性を示すKPIについて議論。また、幅広く国民の意見を聴くため、地方意見交換会や意見募集を実施
- 新たな基本計画は、2025年3月27日に同審議会会長から農林水産大臣に答申

食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

- 「我が国の食料供給」は、国内の農業生産の増大を基本とし、これと併せて、国内生産だけでは賅えない食料の安定的な輸入の確保、不測の事態に備えた備蓄を図ることにより行われる。農地、人や生産資材等の資源を確保し、それらと、農業生産基盤の整備・保全、先端技術の開発・普及とが効率的に組み合わせられた農業構造へ転換し、土地生産性及び労働生産性を向上させることにより、食料自給力を確保。この農業の生産性向上と農産物の付加価値向上を通じ、農業経営の収益力を高め、農業者の所得の確保・向上を図ることにより、農業の持続的発展を図る
- 国内への食料供給に加え、今後成長する海外の食市場を取り込み、農林水産物・食品の「輸出の促進」等により、海外から稼ぐ力を強化することで、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料供給能力を確保
- 「国民一人一人の食料安全保障」を確保するためには、食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携した「持続的な食料システム」を構築して、食料を生産・加工し、消費者まで送り届ける必要があり、食料システムの中で重要な役割を担っている食品産業の持続的発展を図るとともに、食料の持続的な供給に要する費用が考慮された合理的な価格形成を推進。また、物理的アクセスや経済的アクセスの問題に対応した平時からの食品アクセスに加え、不測時の食品アクセスを確保
- 食料システムを持続可能なものとするために、食料供給に携わる事業者の活動の各段階において環境に与える負の側面にも着目し、食料システムで環境への負荷の低減を図り、「環境との調和」を図る。農村で農業生産活動が適切に行われることにより発揮される「多面的機能」について、環境への負荷低減を図りつつ、適切かつ十分に発揮
- 農村人口の減少下においても、地域社会が維持され、農業の有する食料その他の農産物の供給機能及び多面的機能が発揮されるよう、農業生産基盤の整備・保全、農地の保全に資する共同活動の促進、農村との関わりを持つ者の増加に資する所得の向上や雇用の創出を図る経済面の取組、生活利便性を確保する生活面の取組等を総合的に推進し、「農村の振興」を図る
- これらの施策の推進のためには、消費者、国民の理解を得て、共に歩んでいくということが重要であるため、食料・農業・農村に対する理解を深めるだけでなく、食料の持続的な供給に寄与する行動変容につなげるよう、「国民理解の醸成」を図る
- 自然災害が激甚化・頻発化する中、農業・農村の強靱化等により、安定した農業経営や農村での安全・安心な暮らしを実現
- 政府を始めとして、食料の生産から消費に至る各段階の関係者がそれぞれの役割を果たすとともに、関係者が有機的に連携した食料システムをDXの活用等により効率的に機能させることが重要

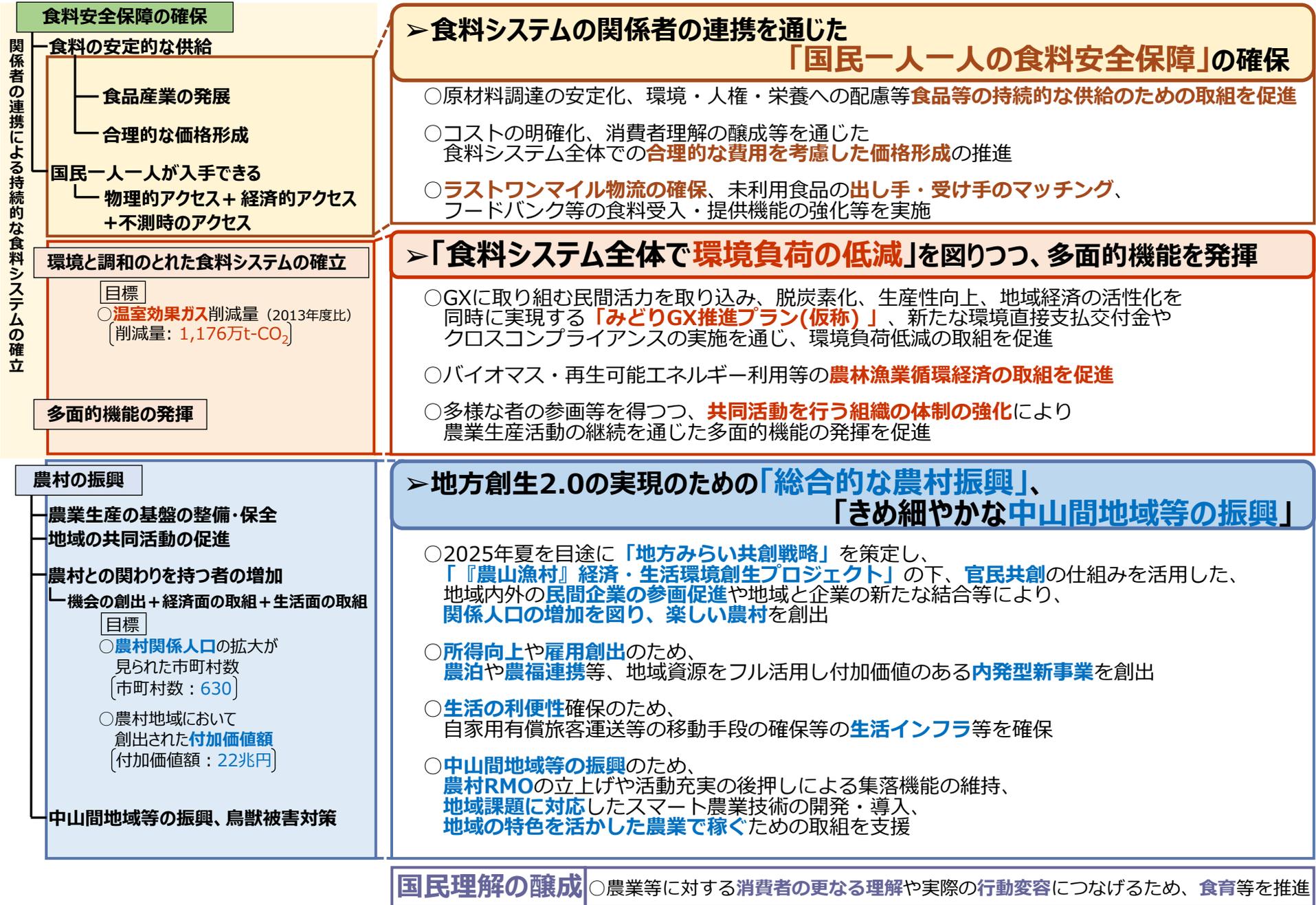
新たな食料・農業・農村基本計画のポイント

- 従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、**食料・農業・農村基本法を改正**（令和6年6月5日施行）。
- 改正基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、**初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める**。

<p>食料安全保障の確保</p> <p>食料の安定的な供給 └ 国内の農業生産の増大</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食料自給率 〔・摂取ベース：53% ・国際基準準拠：45%〕 <p>＋ 安定的な輸入の確保 ＋ 備蓄の確保</p> <p>— 食料自給力の確保 (農地、人、技術、生産資材)</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農地の確保 〔農地面積：412万ha〕 ○サステナブルな農業構造 〔49歳以下の担い手数： 現在の水準 (2023年：4.8万)を維持〕 ○生産性の向上 (労働生産性・土地生産性) 〔・1経営体当たり生産量：1.8倍 ・生産コストの低減： (米) 15ha以上の経営体 11,350円/60kg→9,500円/60kg (麦、大豆) 2割減(現状比)〕 	<p>➤ 農地総量の確保、サステナブルな農業構造の構築、生産性の抜本的向上による「食料自給力」の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水田政策を令和9年度から根本的に見直し、水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換 ○コメ輸出の更なる拡大に向け、低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成するとともに、海外における需要拡大を推進 ○規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、農業で生計を立てる担い手を育成・確保し、農地・水を確保するとともに、地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を推進 ○サステナブルな農業構造の構築のため、親元就農や雇用就農の促進により、49歳以下の担い手を確保 ○生産コストの低減を図るため、農地の大区画化、情報通信環境の整備、スマート農業技術の導入・DXの推進や農業支援サービス事業者の育成、品種の育成、共同利用施設等の再編集約・合理化等を推進 ○生産資材の安定的な供給を確保するため、国内資源の肥料利用拡大、化学肥料の原料備蓄、主な穀物の国産種子自給、国産飼料への転換を推進 	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">農業経営の「収益力」を高め、 農業者の「所得を向上」</p>
<p>— 輸出の促進 (国内の食料需要減少下においても供給能力を確保)</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農林水産物・食品の輸出額 〔輸出額：5兆円〕 	<p>➤ 輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○マーケットイン・マーケットメイクの観点からの新たな輸出先の開拓、輸出産地の育成、国内外一貫したサプライチェーンの構築を推進 ○食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大による輸出拡大との相乗効果の発揮 	

関係者の連携による持続的な食料システムの確立

農業の持続的な発展



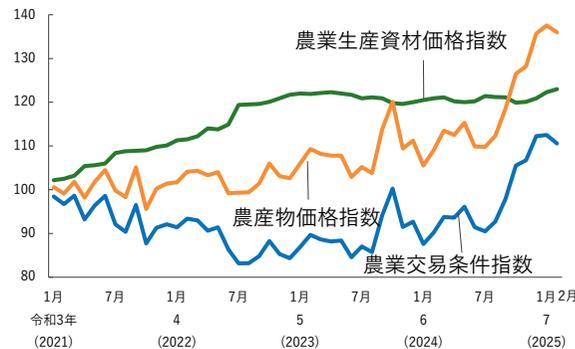
特集 2 合理的な価格の形成のための取組を推進

合理的な費用を考慮した価格形成と持続的な食料システムの確立を一体的に検討

- 農業生産資材価格指数は、2021年以降、肥料や飼料等の価格高騰により上昇し、2023年以降は横ばい傾向で高止まり
- 一方、農産物価格指数は、2021年以降、ほぼ横ばいで推移していたが、2024年後半以降、米や野菜等の価格が大きく上昇したことを受け、農業交易条件指数とともに急上昇
- 合理的な価格形成の仕組みづくりには、生産から消費に至る食料システム全体で費用を考慮した取引を行っていくことが重要。2023年8月に食料システムの各段階の関係者を構成員とする「適正な価格形成に関する協議会」を立ち上げ、議論を開始
- また、食料の持続的な供給を実現するためには、費用を考慮した価格形成を促すだけでなく、食品事業者による付加価値向上の取組を促進していくことが重要。2023年8月に「食品産業の持続的な発展に向けた検討会」を立ち上げ、議論を開始
- 農林水産省では、同協議会及び同検討会での議論を踏まえ、合理的な費用を考慮した価格形成と持続的な食料システムの確立を一体的に検討

合理的な費用を考慮した価格形成と持続的な食料システムの確立の一体的な検討

農業生産資材及び農産物の価格指数と農業交易条件指数



資料：農林水産省「農業物価統計調査」

- 注：1) 令和2(2020)年の平均価格を100とした各年各月の数値
 2) 令和6(2024)、7(2025)年は概数値
 3) 農業交易条件指数＝農産物価格指数÷農業生産資材価格指数×100
 4) 農業交易条件指数は令和2(2020)年の平均値を100とした各年各月の数値から算出

- 合理的な費用を考慮した価格形成に関する議論では、単にコスト上昇による価格転嫁を促すばかりでなく、**国産原材料の活用**や、有機農産物等を通じた**環境負荷の抑制**等により、**付加価値の向上**を併せて促進することを求める声。
- このため、**合理的な費用を考慮した価格形成と、持続的な食料システムの確立を一体**の取組として併せて検討。



- ✓ 食料の持続的な供給を実現するための法案(食料システム法案)を提出
- ✓ 消費者の理解醸成に向けた取組を推進

- 政府は「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案」を提出
- 法案では、目的規定に食料システムにおける食品等事業者の役割等を明記するとともに、

(1) 食品産業の持続的な発展を図るため、

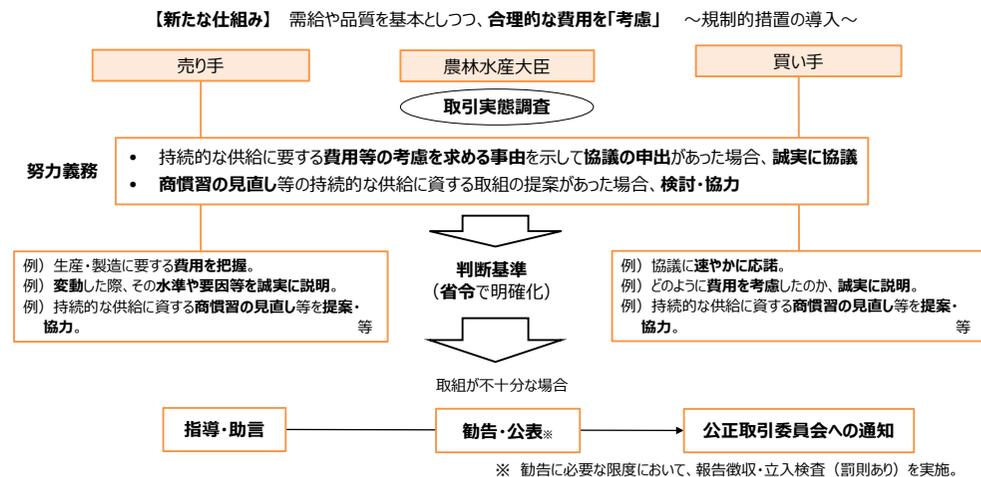
- ✓ 農林水産業と食品産業との連携強化、環境負荷低減等に計画的に取り組む食品等事業者の認定制度の創設
- ✓ 認定を受けた計画に対する金融支援、税制特例

(2) 費用を考慮した価格形成を図るため、

- ✓ 売り手と買い手の努力義務の措置と努力義務についての行動規範の策定
- ✓ 取組が不十分な場合、農林水産大臣による、指導・助言、勧告・公表(公正取引委員会への通知)
- ✓ 取引において、通常、費用について認識しにくい品目の指定、コスト指標作成団体の認定

等の措置を講ずることを規定

取引の適正化のための具体的措置



- 食料の価格形成に対する消費者理解を醸成するため、コスト構造の実態調査を行うとともに、生産等の現場の実情やコスト高騰の背景等を分かりやすく伝えるための広報活動「フェアプライスプロジェクト」を継続して実施

特集3 スマート農業技術の活用と今後の展望

スマート農業技術活用促進法が施行・取組が始動

- スマート農業技術活用促進法が2024年6月に成立。同年10月に施行。「生産方式革新実施計画」と「開発供給実施計画」の2つの計画認定制度を設け、農業者や事業者に対し金融等の支援措置を実施
- 生産方式革新実施計画が認定された「しかりべつ高原野菜出荷組合加工キャベツ部会」は、加工・業務用キャベツの栽培において、「精密出荷予測システム」を通じて得られた収穫時期・収穫量等のデータを、サービス事業者や食品等事業者と共有することで、作業員の計画的な手配が可能となり、コスト削減に寄与するとともに、栽培履歴データの分析結果を肥培管理に活用し、収益性向上を目指す取組を推進
- 開発供給実施計画が認定された「(株)NTT e-Drone Technology」は、労働負荷が大きい傾斜地の柑橘防除における労働時間の削減や、可変施肥等による作業の効率化及び環境負荷の低減に活用できる国産の大型ドローンを供給
- 「スマート農業の活用に関する関係府省庁連絡会議」を設置し、農村における情報通信環境の整備や、スマート農業技術を使いこなせる人材の育成、サイバーセキュリティ対策等のスマート農業技術活用のための環境整備の取組を関係府省庁と協力しつつ推進
- 農業者、農業支援サービス事業者、スマート農業技術の開発を行う事業者、地方公共団体、農業関係団体、大学等の多様なプレイヤーが参加する、「スマート農業イノベーション推進会議(IPCSA)」を設置し、マッチング支援や情報の収集・発信・共有、技術指導の研修等の活動を実施

スマート農業技術活用促進法の概要

スマート農業技術活用促進法の制定 (令和6年6月公布、同10月施行)

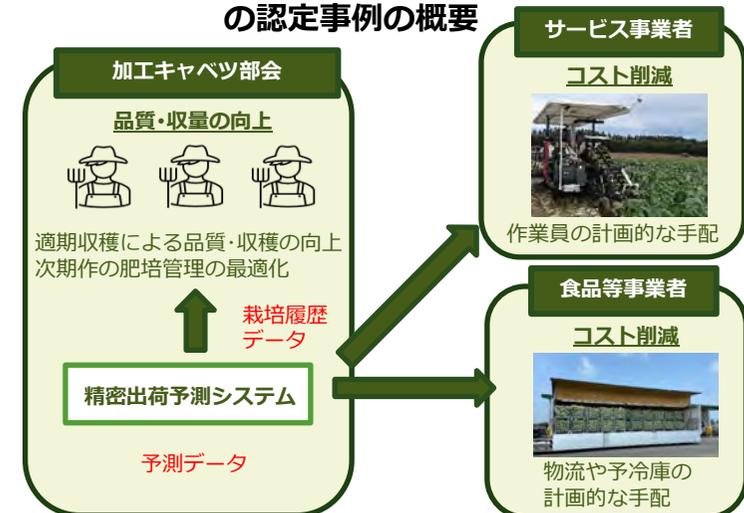
＜令和12年度までにスマート農業技術の活用割合を50%以上に向上＞

生産方式革新実施計画	開発供給実施計画
<p>・スマート農業技術の活用と人手による作業を前提とした栽培方法の見直し等新たな生産の方式の導入をセットで相当規模で行い、スマート農業技術の効果を十分に引き出す生産現場の取組を認定し、生産性の高い農業を実現。</p> <p>【申請者】 ・農業者又はその組織する団体</p> <p>【支援措置】 ・日本政策金融公庫の長期低利融資 ・行政手続の簡素化 (ドローン等の飛行許可・承認等)など</p>	<p>・農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等について、重点開発目標として明示し、これに沿ってスマート農業技術等の開発や生産現場への供給を一体的に行う取組を国が認定し、開発及び成果の普及を促進。</p> <p>【申請者】 ・農機メーカー、サービス事業者、大学、公設試等</p> <p>【支援措置】 ・日本政策金融公庫の長期低利融資 ・農研機構の研究開発設備等の供用等 ・行政手続の簡素化(ドローン等の飛行許可・承認)など</p>

社会実装の下支え

関係府省と連携したスマート農業技術活用の促進のための環境整備

生産方式革新実施計画 (しかりべつ高原野菜出荷組合加工キャベツ部会) の認定事例の概要



農業支援サービスの取組が人手不足に悩む生産現場で広がり。農業支援サービス事業者の育成やスマート農業技術の研究開発を推進するとともにスマート農業教育を充実

- 近年、作業代行サービス、スマート農業機械のレンタル・シェアリングやデータを駆使したコンサルティングといったスマート農業を支える農業支援サービスの取組が生産現場で広がり
- スマート農業機械の導入コストの高さが課題になるため、専門作業の受注等を行う農業支援サービスの活用を通じて農業機械の「所有」から「利用」への転換を進めることにより、コスト低減を図りつつ、速やかに高度な技術導入を行うことが可能
- 農業支援サービス事業者が請け負う作業に必要な農業機械の導入や人材育成等に加え、事業ニーズの通年確保に向けて産地内が品目間をまたいだサービスを展開するモデル的な取組等を支援
- 開発が必ずしも十分ではない品目や分野を対象に、生産現場で求められるスマート農業技術の研究開発を推進。2024年度は、「戦略的スマート農業技術の開発・改良」において新たに13課題を採択。また、新たにスマート農業技術活用促進法に基づいて定めた重点開発目標の達成に向け、認定開発供給事業者等が取り組むスマート農業技術の研究開発等を推進
- 農業大学校や農業高校等においてスマート農業の実践的な教育が行われるよう、カリキュラム強化、研修用農業機械・農業設備の導入等を実施

専門作業受注型の農業支援サービス事業者の事例

株式会社レグミン(埼玉県深谷市)

農薬散布ロボットによる
農薬散布サービスを実施



株式会社オヤマ・アグリサービス(青森県弘前市)

ロボットトラクタ、収量コンバイン
を活用した作業代行サービスを実施



事例 デジタル技術を駆使したデータ分析サービス

株式会社テラスマイル(宮崎県)



- ✓ 農業が盛んな宮崎県を基盤にスタートアップを設立
- ✓ 農業者の経営判断をサポートする農業データ分析サービスを展開

トピックス

- 1 農林水産物・食品の輸出促進
- 2 みどりの食料システム戦略の進展と消費者の行動変容
- 3 女性活躍の推進
- 4 農福連携の更なる推進
- 5 令和6年能登半島地震等への対応

- ✓ 2024年の農林水産物・食品の輸出額は1兆5,071億円で初の1.5兆円超え
- ✓ 海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系の転換による輸出産地の形成を推進
- ✓ 取組の手本となる「フラッグシップ輸出産地」を全国で認定

- 残留農薬や動植物検疫といった規制の問題への対応として、輸出先国・地域や品目ごとに、産地が一体となって生産方式を転換していくことが必要
- 海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換に取り組む大規模輸出産地の育成を目指し、都道府県やJA、地域商社等の地域の関係者が一体となり、遊休農地の活用や生産・流通の転換等を推進
- 輸出先国・地域の規制やニーズに対応しながら、サプライチェーンを構築し、一定以上の規模で継続的・安定的な輸出を行う産地を「フラッグシップ輸出産地」として認定・公表。2024年12月時点で、全国で80産地を認定
- 輸出に取り組むメリットを「販路開拓・拡大による売上・所得の増大」と回答した生産者の割合は71.9%。輸出は個々の生産者の稼ぎや国内相場の安定等につながり、国内生産基盤の維持に貢献

2024年度に認定されたフラッグシップ輸出産地

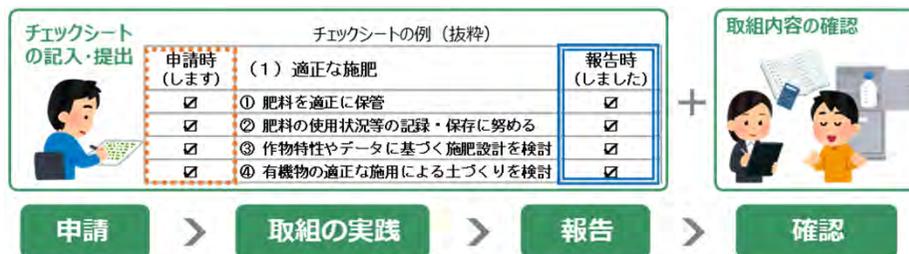
青果物(29産地)		花き(3産地)		畜産物(21産地)				
りんご	全国農業協同組合連合会山形県本部②	山形県	切り花 愛知みなみ農業協同組合②	愛知県	牛肉	秋田牛輸出促進コンソーシアム①	秋田県	
	株式会社日本農業①	青森県				愛媛県、香川県	カミチク食肉輸出コンソーシアム①	鹿児島県
	アグベル株式会社①	山梨県、茨城県				香川県	黒神牛輸出促進コンソーシアム②	熊本県、宮崎県、鹿児島県、大分県
	株式会社新亜商事②	山梨県	茶(8産地)	JA食肉かごしま輸出コンソーシアム①		鹿児島県		
全国農業協同組合連合会岡山県本部	岡山県	オーガニックティ・ミヤザキ①	宮崎県	スターゼンミートコンソーシアム③		鹿児島県、宮崎県		
(JA岡山、JA晴れの国岡山)②	岡山県	鹿児島県経済農業協同組合連合会②	鹿児島県	ブランドおおい輸出促進協議会畜産部会②		大分県		
全国農業協同組合連合会長野県本部②	長野県	株式会社大石茶園①	福岡県、静岡県、熊本県、宮崎県、鹿児島県	ホクレン食肉輸出コンソーシアム②		北海道		
全国農業協同組合連合会山梨県本部	山梨県	株式会社流通サービス①	静岡県	宮崎県牛肉輸出コンソーシアム②		宮崎県		
(JAフルーツ山梨・JAふえふき・JA山梨みらい・JANアルプス山梨県市・JA梨北)③	山梨県	株式会社まるゑ②	三重県	山形県食肉流通・輸出促進コンソーシアム①		山形県		
苗吹農業協同組合—宮ブロック果実販売対策協議会①	山梨県	京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会宇治茶部会①	静岡県	相牛マスター輸出拡大コンソーシアム②		兵庫県、北海道、岩手県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県、滋賀県、岐阜県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、福岡県		
全国農業協同組合連合会岡山県本部	岡山県	静岡オーガニック抹茶株式会社①	静岡県	豚肉	ホクレン食肉輸出コンソーシアム②	北海道		
(JA岡山、JA晴れの国岡山)②	岡山県	丸山製茶株式会社①		鶏肉	オヤマ輸出コンソーシアム①	岩手県		
全国農業協同組合連合会山梨県本部	山梨県	米(6産地)		鶏卵	徳島県阿波尾高ブランド確立対策協議会①	徳島県		
(JAフルーツ山梨・JAふえふき・JA山梨みらい・JANアルプス山梨県市・JA梨北)③	山梨県	株式会社百笑市場①	茨城県	株式会社エムイーシーファーズ①	千葉県	千葉県		
苗吹農業協同組合—宮ブロック果実販売対策協議会①	山梨県	全国農業協同組合連合会滋賀県本部(JA全農しが)②	滋賀県	株式会社トマル①	群馬県、栃木県	群馬県、栃木県		
えひめ愛フード推進機構①	愛媛県	新潟クボタグループ((株)新潟クボタ・(株)新潟農商)②	新潟県	JA全農たまご株式会社①	青森県、岩手県、大分県、福岡県、鹿児島県	青森県		
株式会社ローソンファーム熊本①	熊本県	ホクレン農業協同組合連合会②	北海道	熊本県酪農業協同組合連合会②	熊本県	熊本県		
みかん輸出コンソーシアム①	宮崎県、和歌山県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県	みな穂農業協同組合②	富山県	大山山業農業協同組合②	鳥取県	鳥取県		
かき加工品(干し柿)	富山県	みやぎ登米農業協同組合①	宮城県	北海道乳業株式会社輸出促進協議会②	北海道	北海道		
農事組合法人高山千柿出荷組合連合会②	富山県	水産物(12産地)		雪印メグミルクコンソーシアム②	北海道	北海道		
みなみ信州農業協同組合①	長野県	愛育フィッシュ輸出促進共同企業体②	愛媛県	よつ葉輸出促進協議会②	北海道	北海道		
株式会社イチゴラス①	熊本県、三重県、兵庫県	東町漁業協同組合②	鹿児島県					
サプライジングファーマーズ株式会社①	熊本県	大分県漁業協同組合②	大分県					
静岡県経済農業協同組合連合会①	静岡県	尾鷲物産株式会社②	三重県、愛媛県、高知県、香川県					
鳥原雲仙農業協同組合①	長崎県	グローバル・オーシャン・ワークスグループ②	鹿児島県					
静岡県産物協同組合①	千葉県	三重県漁業協同組合連合会②	三重県、鹿児島県、長崎県、愛媛県					
かとり農業協同組合①	宮崎県、北海道、茨城県、熊本県、鹿児島県	三重県漁業協同組合②	三重県、鹿児島県、長崎県、愛媛県					
株式会社くしまオリーブファーム①	宮崎県、北海道、茨城県、熊本県、鹿児島県	愛育フィッシュ輸出促進共同企業体②	愛媛県					
ジャパンベジタル株式会社①	静岡県	愛南漁業協同組合②	愛媛県					
Japan potato有限会社①	鹿児島県、千葉県、茨城県	株式会社権磨灘②	兵庫県					
なめがたしおさい農業協同組合甘藷部会連絡会①	茨城県	カンパチ 垂水市漁業協同組合②	鹿児島県					
農家ソムリエーズ①	徳島県	クロマクロ 辻水産株式会社②	愛媛県					
有限会社南橋商事①	鹿児島県、宮崎県	シマアジ 愛育フィッシュ輸出促進共同企業体②	愛媛県					
有限会社南橋商事①	鹿児島県、宮崎県							
玉ねぎ	ホクレン農業協同組合連合会②							
メロン	静岡県温室農業協同組合クラウンメロン支所①							

※①:第1回認定産地、②:第2回認定産地

- ✓ 農林水産省の全補助事業等において環境負荷低減の「クロスコンプライアンス」を導入
- ✓ 環境負荷低減の取組の「見える化」を推進
- ✓ みどり戦略学生チャレンジにより、若い世代の環境に配慮した取組を推進

- 農林水産省では、全ての補助事業等において、チェックシート方式により、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化する「クロスコンプライアンス」(愛称：みどりチェック)を導入することとし、2027年度からの本格実施を目標に、2024年度から試行実施

クロスコンプライアンスの実施手続



- 環境と調和のとれた食料システムを確立するためには、環境負荷低減の取組を可視化して、持続可能な消費活動を促すことが重要。農産物の生産段階における温室効果ガス削減に貢献する取組を評価し、星の数でラベル表示する「見える化」の取組を推進。米については、生物多様性保全に貢献する取組も併せて表示が可能



「見えるらべる」と「ChoiSTAR」



「見えるらべる」を表示したみかん
資料：株式会社サンプラザ

- 将来を担う若い世代の環境に配慮した取組を促すため、「第1回みどり戦略学生チャレンジ(全国版)」を実施。高校の部で221件、大学・専門学校で181件の参加登録があり、各部門の最も優れた取組に対して、2025年2月に農林水産大臣賞を授与



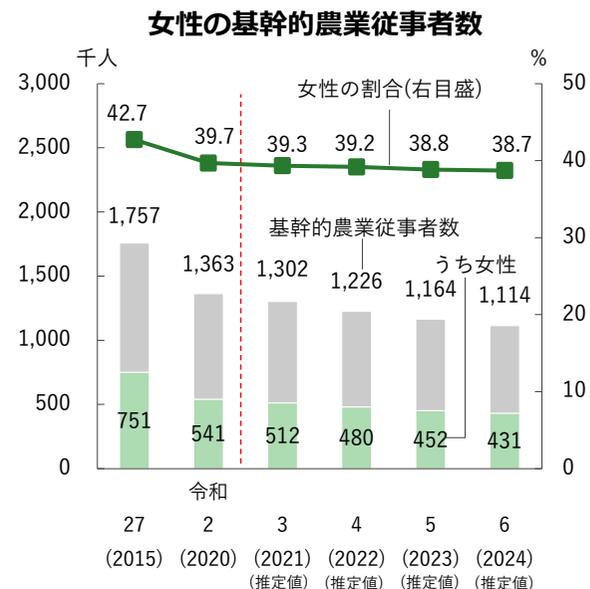
みどり戦略学生チャレンジ(全国版)農林水産大臣賞受賞校
高校の部
宮城県農業高等学校



みどり戦略学生チャレンジ(全国版)農林水産大臣賞受賞校
大学・専門学校の部
沖縄工業高等専門学校

女性の基幹的農業従事者の割合は減少傾向であるものの、女性の経営参画は、農業経営にプラスであり、引き続き重要な担い手

- 2024年の女性の基幹的農業従事者数は前年に比べ4.5%減少し43万1千人。女性の基幹的農業従事者は全体の38.7%を占めており、引き続き重要な担い手
- 65歳未満で農業に150日以上従事している女性農業者数※は増加しており、全体の増減に占める割合は低いものの、比較的若い世代の女性の活躍には明るい兆し
※2015年に15～59歳であった従事者数に対し、5歳加えた2020年の20～64歳の従事者数
- 女性が農業経営に参画している個人経営体は、参画していない個人経営体に比べ、農産物販売金額が高く、2015年から2020年にかけて農産物販売金額の伸び率が高い。
- 「農業女子プロジェクト」は、2024年には1千人を超えるメンバーによる地域・世代を超えた全国ネットワークに成長。商品・サービスの開発や未来の農業女子を育む多彩な取組を実施するとともに、輸出実績があるメンバーがメンターとなり、チームで輸出を実践する「GFP×農業女子PJ輸出伴走支援プログラム」等の新しい取組を推進



資料：農林水産省「2015年農林業センサス」（組替集計）、「2020年農林業センサス」、「農業構造動態調査」を基に作成
注：1) 各年2月1日時点の数値。
2) 令和3(2021)～6(2024)年の数値は、農業構造動態調査の結果であり、標本調査により把握した推定値

事例 農業界の発展を後押しする女性の活躍

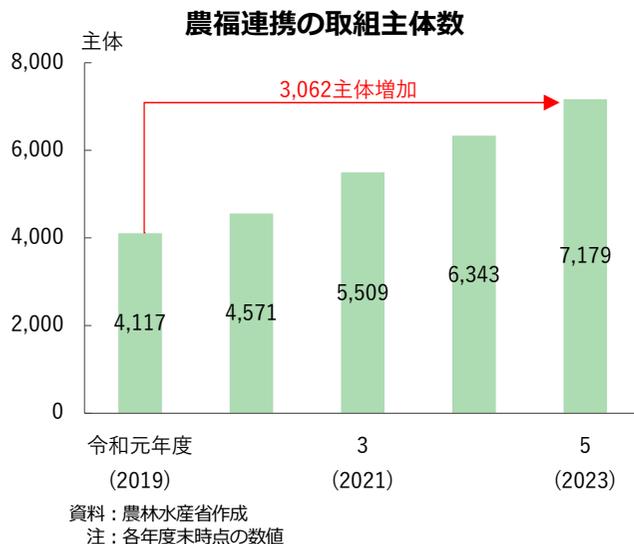
株式会社農プロデュースリッツ(新潟県)



- ✓ 株式会社農プロデュースリッツの代表取締役社長である新谷梨恵子さんは、さつまいもを通じて様々な事業を展開
- ✓ 農家レストランを経営しながら6次産業化プランナーとして活動し、相談者が実践できるよう配慮した助言を実施
- ✓ 学生を始めとした研修生の積極的な受入れや女性が働きやすい職場環境の整備を推進し、農業界の発展を後押し

農福連携に取り組む主体数は大きく増加。新たな農福連携等推進ビジョンを決定

- 農福連携に取り組む主体数は大きく増加し、2023年度末時点で7,179主体。2019年6月に決定された「農福連携等推進ビジョン」(農福連携等推進会議決定)の目標(2024年度末までに新たに3千主体創出)を1年前倒しで達成
- 農福連携を通じた地域共生社会の実現を目指して、「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」を決定。同ビジョンでは、「地域で広げる」「未来に広げる」「絆を広げる」を新たなスローガンに、市町村、農業や福祉の関係者等が参画する地域協議会の拡大、ノウフクの日(11月29日)等による企業・消費者も巻き込んだ取組の意義や効果の理解促進、世代や障害の有無を超えた多様な者が農業体験を通じて社会参画を図るユニバーサル農園の普及・拡大等を推進することを位置付け
- また、同ビジョンでは、農業経営体等や障害者就労施設のみならず、高齢者施設、特別支援学校、ユニバーサル農園等において、農福連携等に取り組む主体数を2030年度までに1万2千以上、地域協議会に参加する市町村数を200以上とする目標を設定
- 制定後初めて迎えるノウフクの日(2024年11月29日)には、内閣総理大臣官邸で先進的な事業者や障害者との交流会が行われ、農福連携の取組を全国に発信。2025年1月には、農福連携に取り組む団体、企業等の優良事例22団体を「ノウフク・アワード2024」において表彰



「ノウフクの日」の周知ポスター

事例 障害者の活躍を通じて地域の活性化を推進

社会福祉法人青葉仁会(奈良県)



- ✓ 障害者の成長や経済的自立に向け、農福連携を推進
- ✓ 多角的に事業を展開し、地域住民との交流や障害者の活躍の場の創出、工賃向上、地域の雇用拡大等に貢献
- ✓ 障害者の活躍を通じて、地域の活性化やコミュニティの維持・発展に貢献していく方針

奥能登地域での2024年の営農再開面積は2023年の水稲作付面積の約8割となったが、地震からの復旧・復興の途上であった9月に豪雨災害が発生したことから、地震・豪雨からの復旧・復興を一体的に推進

- 2024年1月に石川県能登地方で発生した地震による被害に対し、発災直後からMAFF-SAT(農林水産省・サポート・アドバイsteam)を現地に派遣し、被災地方公共団体や関係団体等と連携し、農地・農業用施設等の被害状況の把握や応急復旧等を全力で実施
- 「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」に基づき、各種支援を重層的に講じることとしたほか、国、県、農協が連携して設置した現地相談窓口(石川県下の農協等に6か所設置)において、農業者の個別の相談を受けつつ、事業申請手続の伴走支援を実施
- 奥能登地域での2024年の営農再開面積は2023年の水稲作付面積の約8割。また、順次、農地・農業用施設等を始めとした本復旧工事に着手
- 地震からの復旧・復興の途上で、2024年9月の豪雨災害により、約400haの農地で土砂・流木等が堆積。「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」における農林水産関係の支援策と同様の策を講じるとともに、浸水農地の作物残さの処理等への支援を実施
- 2024年11月に「奥能登営農復旧・復興センター」を穴水町に、国、県、市町、農協が連携して設置。4者が一体となって、奥能登の各集落を巡回しながら、農地の復旧方針について、地域の担い手の参画も得ながら議論を行い、豪雨で被災した農地約400haのうち約170haが2025年の作付けに間に合うよう、被害が小規模な農地から順次復旧工事を進めているところ。



農地の流木撤去の状況



流木撤去完了後の農地

事例 地震・豪雨による災害からの棚田の復旧へ

公益財団法人白米千枚田景勝保存協議会(石川県)



- ✓ 公益財団法人白米千枚田景勝保存協議会では、これまで棚田オーナー制度等を通じ、棚田の保全活動を展開
- ✓ 令和6年能登半島地震による被害を受け、損害が軽微な棚田の一部で復旧を実施。2024年5月に棚田オーナーや地元高校生等による田植えを実施
- ✓ 9月の豪雨により複数箇所ですべての畦畔法面の崩落や用水路等の損壊が発生。2025年の作付けに向けた復旧活動を行っていく方針

第 1 章 世界の食料需給と我が国の食料供給の確保

- ✓ 世界の穀物生産量、消費量は前年度に比べ増加。中期的には需要の伸びは鈍化の見込み
- ✓ 主要穀物の生産量は、小麦・大豆は前年度より増加する見通し
- ✓ 主要穀物の国際価格は、おおむねロシアによるウクライナ侵略前の水準まで低下

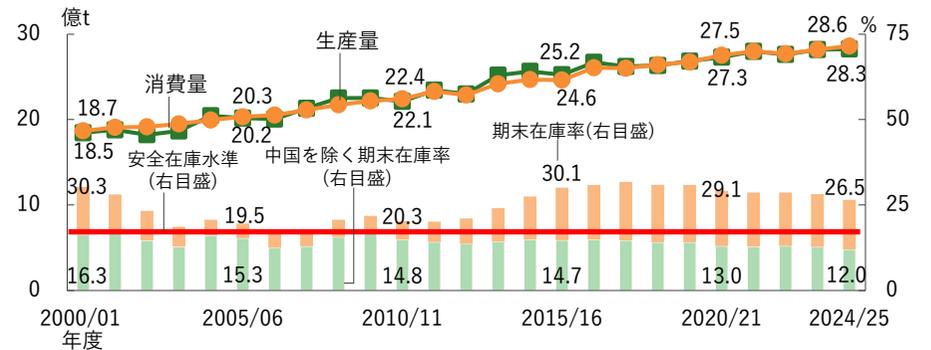
国際的な食料需給の動向

- 2024/25年度における世界の穀物消費量は、途上国の人口増加、所得水準の向上等に伴い、前年度に比べ4.3千万t(1.5%)増加する見込み。一方、今後の経済成長の弱含みを反映し、中期的には穀物等の需要の伸びは鈍化する見通し
- 2024/25年度における世界の穀物等の生産量(品目別)は、
 - ✓ 小麦は、前年度に比べ0.8%増加
 - ✓ とうもろこしは、前年度に比べ1.1%減少
 - ✓ 大豆は、前年度に比べ6.5%増加する見込み
- 2024/25年度の期末在庫率は、小麦、とうもろこし、米は前年度に比べ低下する一方、大豆は前年度に比べ上昇する見込み
- 海外における輸送状況は、パナマ運河では、降雨不足による通航制限が順次緩和され、2024年9月にはほぼ従来の状態に回復。スエズ運河では、依然として通航が回避

国際的な食料価格の動向

- 小麦・とうもろこし・大豆の国際価格は、おおむねロシアによるウクライナ侵略前の水準まで低下
- FAOが公表している食料価格指数は、2022年3月の160.2をピークに下落しており、2024年も120前後で推移
- 世界のバイオ燃料用農産物の需要は増加の見通し

世界の穀物生産量、消費量、期末在庫率



資料：米国農務省「PS&D」、「World Agricultural Supply and Demand Estimates」を基に農林水産省作成
 注：1) 穀物は、小麦、粗粒穀物(とうもろこし、大麦等)、米(精米)の合計
 2) 期末在庫率 = 期末在庫量 ÷ 消費量 × 100
 3) FAOが昭和49(1974)年に試算した結果によると、安全在庫水準は穀物全体で17~18%とされている。
 4) 令和7(2025)年3月時点の見通し

穀物等の国際価格

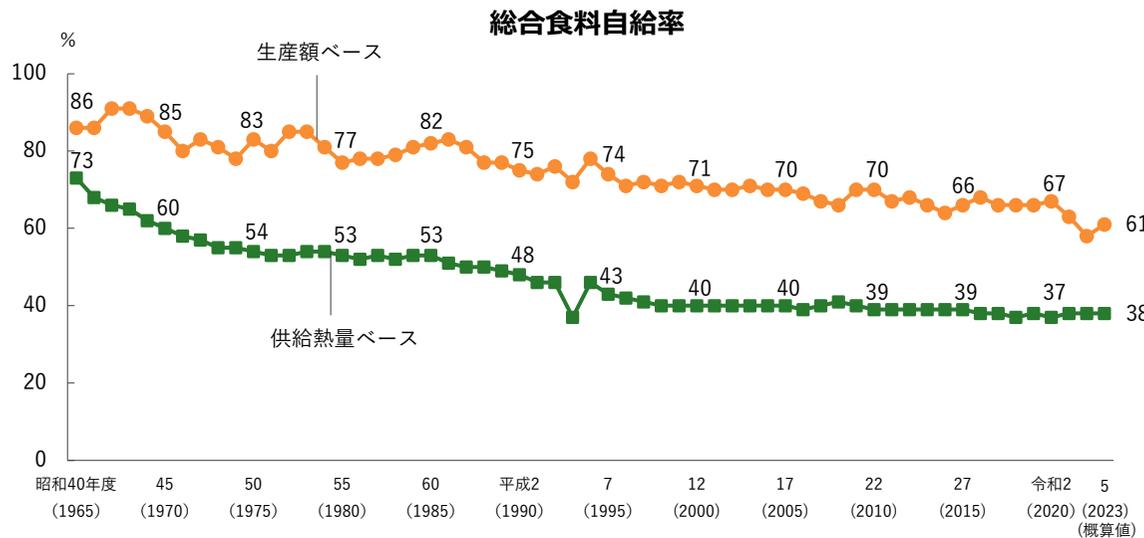


資料：シカゴ商品取引所、タイ国家貿易取引委員会のデータを基に農林水産省作成
 注：令和7(2025)年3月時点の数値

2023年度の総合食料自給率は、供給熱量ベースで38%、生産額ベースで61%

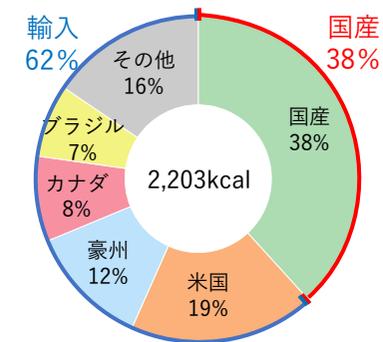
食料自給率の動向、我が国における食料供給の状況

- 2023年度の供給熱量ベースの総合食料自給率は、小麦の生産量増加や油脂類の消費量減少がプラス要因となる一方、てんさいの糖度低下による国産原料の製糖量の減少がマイナス要因となり、前年度並みの38%
- 2023年度の実産額ベースの総合食料自給率は、国際的な穀物価格や農業生産資材の価格水準が前年度と比較して落ち着いたこと等を背景として、前年度に比べ輸入総額が減少したことから、前年度に比べ3ポイント上昇し61%
- 長期的な食料自給率低下の主な要因としては、食生活の多様化が進み、国内で自給可能な米の消費が減少したこと、輸入依存度の高い飼料を多く使用する畜産物の消費が増加したこと等が考えられる。なお、米の消費は、50歳代と60歳代の年齢層において急減
- 我が国の食料供給は、国産と輸入先上位4か国(米国、豪州、カナダ、ブラジル)で、供給熱量の約8割を占めている状況



資料：農林水産省「食料需給表」
注：平成30(2018)年度以降の食料自給率は、イン(アウト)パウンドによる食料消費増減分を補正した数値

供給熱量の国・地域別構成(試算)



資料：農林水産省作成
注：1) 令和5(2023)年度の数値
2) 輸入熱量は供給熱量と国産熱量の差とし、輸出、在庫分を除く。
3) 主要品目の国・地域別の輸入熱量を、農林水産省「令和5年農林水産物輸出入概況」の各品目の国・地域ごとの輸入量で按分して試算
4) 輸入飼料による畜産物の生産分は輸入熱量としており、この輸入熱量については、主な輸入飼料の国・地域ごとの輸入量(可消化養分総量(TDN)換算)で按分

**主食用米の生産量は前年産に比べ増加。米粉用米、飼料用米については減少。
小麦の収穫量は減少、大豆の収穫量は増加、牛肉の生産量は増加**

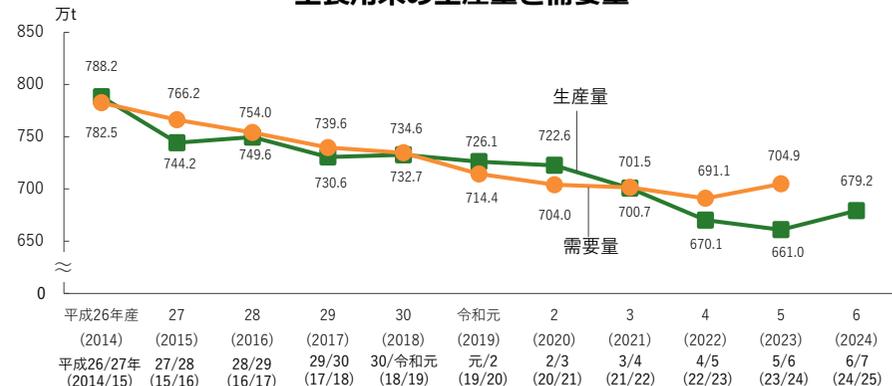
米、麦、大豆等の2024年産の生産動向

- 主食用米の生産量は、北日本・東日本を中心に飼料用米からの転換があったこと等から、前年産に比べ2.8%増加し679万2千t
- 2023年度の米粉用米の需要量は前年度に比べ17.8%増加したものの、生産量は12.2%減少。また、飼料用米の生産量は前年産に比べ7.3%減少
- 小麦の収穫量は、主に九州において、2月から4月まで多雨傾向で推移したことから湿害や病害の発生が見られたことに加え、4月以降の日照不足や高温により、登熟が不良であったことから、前年産に比べ5.9%減少し102万9千t
- 2023年産の大豆の収穫量は、生育期間中において北海道や九州でおおむね天候に恵まれ、着さや数が多かったことから、前年産に比べ7.4%増加し26万1千t

園芸作物、主要畜産物等の2023年度の生産動向

- 野菜の生産量は前年度に比べ2.9%減少、果実の生産量は、7.3%減少
- 牛肉の生産量は、前年度に比べ1.1%増加。生乳の生産量は記録的な猛暑の影響等により、2.8%減少
- 豚肉の生産量は前年度に比べ0.9%増加、鶏肉の生産量は0.5%増加、鶏卵の生産量は3.1%減少

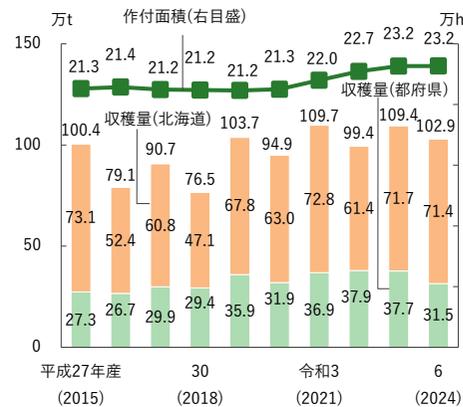
主食用米の生産量と需要量



資料：農林水産省作成

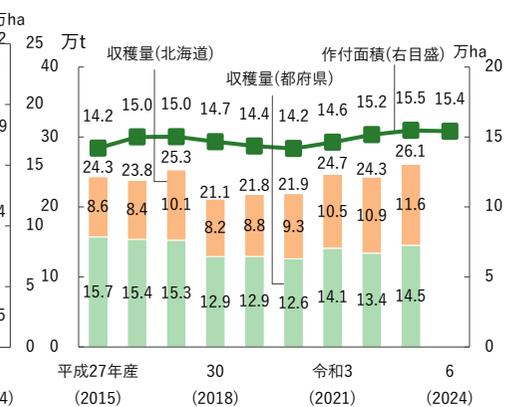
注：1) 生産量は農林水産省「作物統計」、需要量は農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の数値
2) 需要量は、前年7月～当年6月の1年間の実績値。「平成25/26年(2013/14)」の場合は、平成25(2013)年7月～26(2014)年6月までの需要量を指す。

小麦の作付面積と収穫量



資料：農林水産省「作物統計」

大豆の作付面積と収穫量



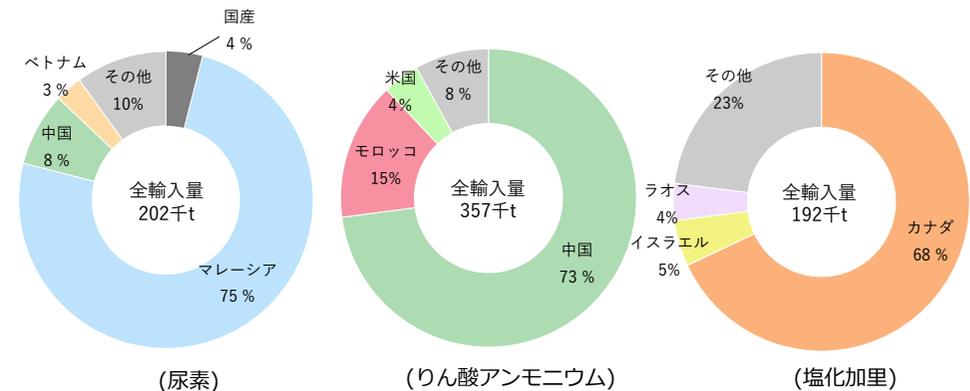
資料：農林水産省「作物統計」

- ✓ 肥料原料となる資源は世界に遍在し、主要な肥料原料のほとんどは特定国からの輸入に依存
- ✓ 農薬製剤は大部分を、農薬原体は相当量を国内で生産しており輸入先も分散
- ✓ 穀物・果樹の種苗はほぼ全量を国内生産。野菜種子は、我が国の種苗会社が世界各国で生産
- ✓ 飼料自給率は27%。飼料穀物のほとんどは輸入に依存しており、配合飼料メーカー等が需要量の約1か月分を備蓄

農業生産資材の供給状況

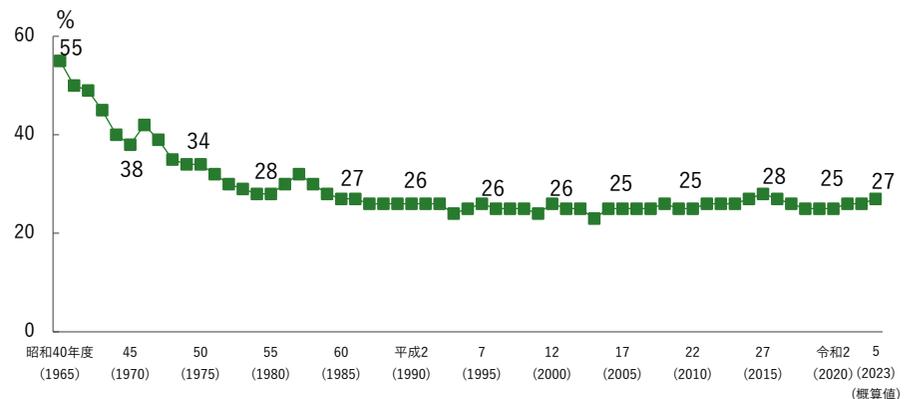
- 主要な肥料の原料となる資源が世界に偏在している中、我が国は主要な肥料原料のほとんどを輸入に依存。2021年秋以降の肥料原料の輸入の停滞を受け、輸入業者が調達国を転換する取組が進展
- 肥料関係事業者における原料保管に係る取組を支援。供給途絶リスクの高いりん酸アンモニウムと塩化加里を対象に、年間需要量の3か月分を備蓄することを目指し、2024年11月末時点で、りん酸アンモニウムでは2.4か月分、塩化加里は3か月分の備蓄体制を構築
- 農薬製剤については大部分、農薬原体については相当量を国内で生産し輸出を行うほか、輸入先も分散されており、輸入リスクは比較的小さい状況
- 穀物、果樹の種苗については、ほぼ全量を国内で生産。野菜種子については、我が国の種苗会社が種子生産に適した北半球・南半球の複数国でリスクを分散して生産。種苗会社が約1年分を国内で備蓄し、安定供給体制を確保
- 2023年度の飼料自給率は前年度に比べ1ポイント上昇し27%。耕畜連携等を支援するとともに、飼料生産も含めた地域計画の策定や実現に向けた取組を促進し、国産飼料の生産・利用を拡大することが重要
- 飼料穀物のほとんどは輸入に依存しており、不測の事態に備え、配合飼料メーカー等が需要量の約1か月分相当を備蓄

2023肥料年度における我が国の肥料原料の輸入相手国



資料：農林水産省作成
 注：1) 令和5(2023)肥料年度は、令和5(2023)年7月～6(2024)年6月までの期間
 2) 全輸入量には、国産は含まれない。
 3) 工業用仕向けのものを除く

飼料自給率



資料：農林水産省「食料需給表」
 注：粗飼料及び濃厚飼料を可消化養分総量(TDN)に換算して算出

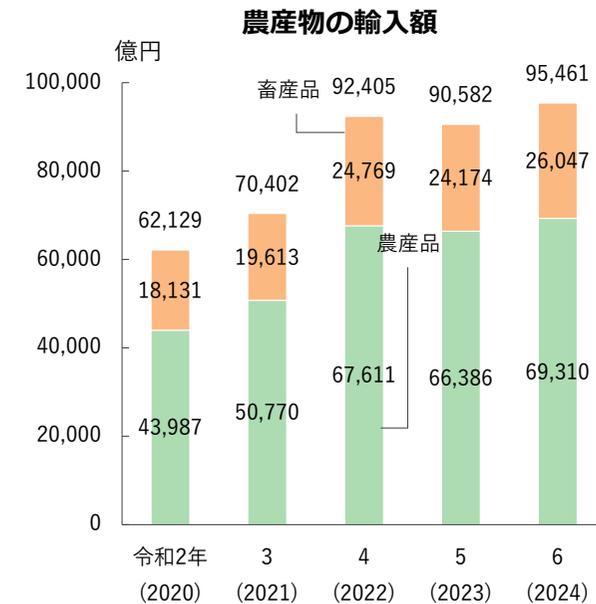
- ✓ 農産物の輸入額は前年に比べ5.4%増加
- ✓ 輸入相手国の多様化に向け、輸入相手国との政府間対話の活用、官民での情報共有等を推進

我が国における食料輸入等の状況

- 2024年の農産物輸入額は、前年に比べ5.4%増加し9兆5,461億円
- 我が国の主要農産物の輸入構造は少数の特定国に依存
- 「食料の安定供給に関するリスク検証(2022)」によると、国内のリスクの「サプライチェーンの混乱」について、輸入においては、小麦や大豆等の輸入原材料を加工する、製粉・油脂製造等の工場が太平洋側に偏在しており、大地震が発生した場合、代替地での製造が難しいことから、その影響度が大きく、注意すべきリスクと評価

食料・農業生産資材の安定的な輸入の確保

- 国内生産では国内需要を満たすことができない食料・農業生産資材の輸入に当たっては、平時から安定的な輸入を確保するための環境整備が重要
- 輸入相手国における調達網の強靱化を図るため、我が国事業者が行う投資案件の形成を支援するとともに、輸入相手国の多様化の観点も含め、輸入相手国との政府間対話の活用、食料や農業生産資材の安定輸入のための海外からの情報収集、国内における官民での情報共有等を推進
- 輸入相手国との政府間対話としては、2024年9月にブラジルとの間で第5回日伯農業・食料対話を開催。同年11月には、カナダとの間で第2回日加農業食料政府間協力対話を開催
- 官民での情報共有の取組の一環として、2024年6月に、食料の安定的な輸入の確保に関する協議会合を開催し、主要穀物等の輸入を担う企業との間で意見交換を実施。我が国の輸入事業者が行う輸入・調達事業をめぐる課題や要望を適切に把握の上、官民の協力・連携の下に関連施策を講じていく方針



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成



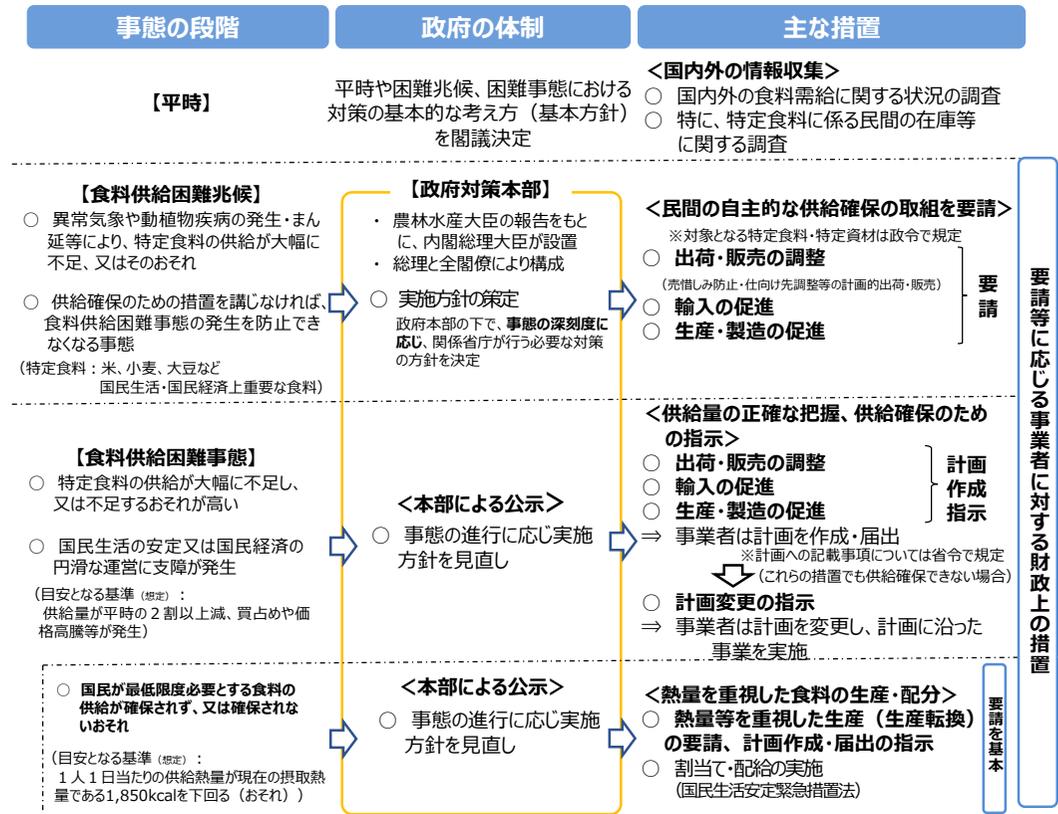
第5回日伯農業・食料対話に際してのブラジルの穀物積出港の視察

- ✓ 食料供給困難事態対策法が公布。兆候の段階から政府対策本部の下で政府一体となった対策を実施する体制を構築。また、供給確保対策の対象となる食料と資材をあらかじめ指定
- ✓ 不測時に備え官民による総合的な備蓄を推進

不測時における食料安全保障の対応の強化

- 食料供給が減少し、国民生活・国民経済に影響が生じる事態を防止するため、必要な対策を政府一体となって早期から行う食料供給困難事態対策法が2024年6月に公布
- 気象災害や家畜の伝染性疾病の発生等の食料供給が不足する兆候を把握した場合、内閣総理大臣を本部長、全ての国務大臣を構成員とする食料供給困難事態対策本部を設置し、事態の深刻度に応じて、関係省庁が連携して必要な対策を総合的に実施する体制を構築
- 国民の食生活上又は国民経済上重要な品目である「特定食料」に、米穀、小麦、大豆、各種植物油原料、畜産物、砂糖等を指定。また、これらの生産に必要な不可欠な「特定資材」に肥料、農薬、種苗、飼料、動物用医薬品を指定

食料供給困難事態対策法の概要



資料：農林水産省作成

平時からの対策・不測時に備えた備蓄の実施

- 平時から国内の生産基盤やサプライチェーンの維持・強化に向けた各種施策を推進。また、国内外の食料需給に関する情報の収集・分析、適切かつ効率的な備蓄の運用、国内に存在する民間在庫も含めた官民合わせた備蓄をトータルで捉える総合的な備蓄を推進
- 政府は、米を100万t程度備蓄。食糧用小麦については外国産食糧用小麦の需要量の2.3か月分、飼料穀物についてはとうもろこし等約100万tをそれぞれ民間で備蓄し、政府が保管費等の一部を支援

要請等に応じる事業者に対する財政上の措置

要請を基本

- ✓ 国際会議において、農業の生産性向上と持続可能性の両立を実現すべきことを各国に呼び掛け
- ✓ ウクライナをはじめとした各国との協力を推進

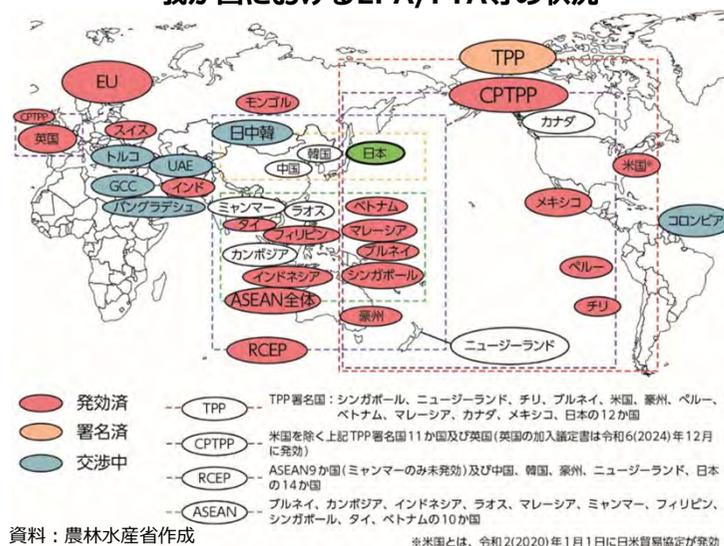
交渉への対応

- バングラデシュ、アラブ首長国連邦等とEPA交渉を実施。日・インドネシアEPA改正議定書へ署名。輸出を拡大していくため新市場開拓の推進等の取組を進める方針
- 2024年は、ブラジルでG20農業大臣会合、イタリアでG7農業大臣会合が開催。我が国は、農業の生産性向上と持続可能性の両立を実現すべきことを各国に呼び掛け
- 輸出拡大、輸入安定化等に向けて二国間関係の戦略的な構築を推進。イタリア、ドイツ及びブラジルとの間でそれぞれ農業・食料分野における協力覚書に署名。また、カナダと「食料安定供給に係る対話枠組み」の設立について一致

国際協力の推進

- 中南米、アフリカ諸国を含むグローバルサウス地域に対する我が国の農林水産業に係る技術・知見を活用した協力内容を「グローバルみどり協力プラン」として策定
- ウクライナ農業政策・食料省と農業生産力回復に向けた官民連携による協力について協議・意見交換を実施
- バングラデシュ人民共和国とのビジネス強化に向けた合同農業作業部会、ウズベキスタンへのビジネスミッション派遣等を実施
- 東アジア地域における米の備蓄制度である「ASEAN+3緊急米備蓄」(APTERR)について、2012年の協定発効以来、現物備蓄事業への拠出や事務局への日本人専門家の派遣等を通じ、積極的に支援

我が国におけるEPA/FTA等の状況



コラム ウクライナの農業生産力の回復を通じ、復興支援に貢献



ウクライナ代表団による日本企業の技術・製品(揚水機場)の視察

- ✓ 2024年6月に「日・ウクライナ官民ラウンドテーブル」が開催
- ✓ ウクライナ農業政策・食料省との間で、協力活動に使用する物品の通関等の支援や、日本企業との協力に関する文書等を公表
- ✓ 日本企業のウクライナ農業復興への参画を促し、農業の早期回復を通じたウクライナ復興支援や世界の食料安全保障の確保に寄与することを旨とする。